

一般社団法人滋賀県造林公社の経営状況説明等に関する参考資料

1. 公庫債務（元金）の減免について

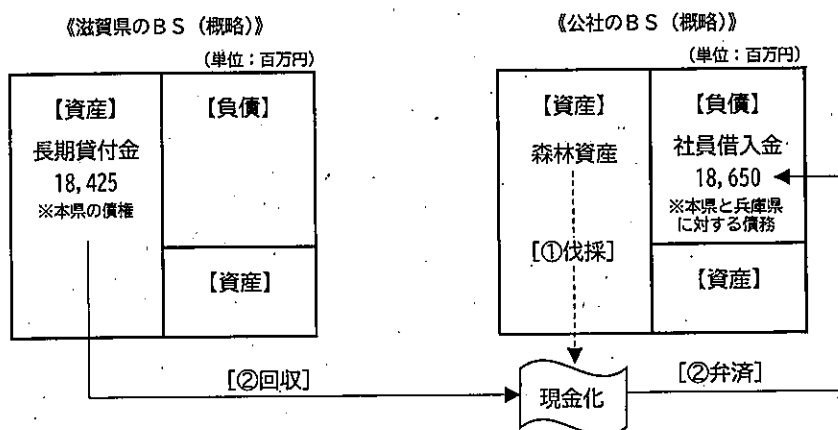
国等への要望に関する経過概要	参考（滋賀県の動向）
<p>平成 20 年 7 月～8 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林県連合や森林整備法人全国協議会による<u>提言活動等の実施</u>。</li> <li>関係府県知事による森林整備法人等の巨額債務問題に係る<u>緊急要望の実施</u>。（関係府県：京都府、滋賀県、高知県 要望先：農林公庫理事、林野庁長官、財務大臣、総務大臣、自治財政局長、官房審議官（財政制度・財務担当））</li> <li>森林県連合や関係府知事による要望において、<u>抜本的な既往債務対策（元金償還補助・免除）</u>や、<u>国と地方との政策協議の場の設置</u>を要望。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年 11 月に申し立てられた特定調停において、<u>公庫は、あくまで本県に損失補償の実行を求めるとして債務圧縮の協議に応じなかった</u>。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>損失補償の一括履行の請求が避けられない</u>見込みとなり回避策を模索。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p>
<p>平成 20 年 9 月～10 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国と地方との政策協議に向け、地方から国への要望内容について、<u>国（総務省・林野庁）と県で議論</u>。</li> <li>元金減免を要望することは、<u>基本的な金融ルールから逸脱するため、断念せざるを得ない</u>との認識に至る。</li> <li>地方からの要望内容は、現実的な債務対策として、<u>利息の一部減免、無利子借換制度の創設、交付税の拡充など利息負担軽減策を求め</u>ることとなった。</li> </ul>	<p>平成 20 年 7 月 16 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重畳的債務引受関係予算案の上程取り下げ</li> </ul> <p>平成 20 年 8 月 25 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>免責的債務引受契約締結（予算決議を停止条件）</li> </ul>
<p>平成 20 年 11 月～平成 21 年 6 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林県連合等の要望を受け、「<u>林業公社の経営対策等に関する検討会</u>」を設置。（構成員：総務省、林野庁、秋田県、京都府、高知県、大分県、鹿児島県）</li> <li>第 3 回検討会において、「<u>林業公社に対する平成 21 年度の支援措置</u>」を発表。（<u>地財措置の拡充：措置率 50%、上限額 5 億円、債務引受分も対象</u>）</li> <li>検討会報告書では、林業公社の経営対策として、<u>利息負担軽減対策等を講</u>じることとされている。（元金減免については言及されず。）</li> </ul>	<p>平成 20 年 9 月 4 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9 月臨時県議会で関係予算議決</li> </ul>

- 「林業公社の経営対策等に関する検討会」の設置に至るまでの国等との調整内容および当検討会報告書に示された経営対策の内容ならびに本県における公庫との特定調停の交渉の経過を踏まえると、公庫債務の元金減免について要望することはできないと考える。
- 引き続き、本県では、政府要望により特別交付税措置の拡充を求めるとともに、森林県連合等では他県と連携して、少しでも公庫債務の負担が軽減されるよう、利息負担軽減等を求めて粘り強く提言活動を継続していく。

## 2. 地方公会計における貸借対照表について

- 地方公会計における本県の一般会計等貸借対照表（令和2年3月31日現在）の資産の部「長期貸付金」25,801百万円のうち、造林公社に対する長期貸付金<sup>※1</sup>は18,425百万円である。これは、主に造林公社の貸借対照表の負債の部「社員借入金<sup>※2</sup>」18,650百万円と対応するものである。  
 ※1 分収造林事業等に係る貸付金以外に林業就業促進貸付金も含む。  
 ※2 分収造林事業等に係る本県および兵庫県に対する債務。長期貸付金との差額は兵庫県の債務分等。
- 特定調停の際に将来の伐採収益を勘案して評価した森林資産を伐採により現金化し、公社は社員借入金を弁済し、本県は長期貸付金を回収するが、現時点において、評価した森林資産に見合う伐採収益が得られていない状況である。
- 地方公会計制度において、長期貸付金に回収不能の見込みがある場合、「徴収不能引当金」として、徴収不能見込額（負の値）を資産に計上することができる。
- 徴収不能引当金の計上に当たっては、基本的に不納欠損率の算定など合理的な基準を用いる必要があるが、現時点では長期経営計画と乖離があるものの特定調停の調停条項に基づき弁済しているところであり、また、森林資産を再度評価するにも、収益に影響を与える木材価格や造林木の生育、補助制度、自然環境等の様々な因子を令和50年度まで正確に予測することは困難である。
- また、林業公社会計基準では、森林・林業の特性を踏まえ、基本的に主伐が決定された森林資産（販売用森林資産）を資産評価することとされている。
- 公社の財務状況等については、財務諸表の構造や勘定科目を説明・解説する方法により、適正に分かりやすく公表する。

(図) 滋賀県と公社の貸借対照表の関係性 (R2.3.31現在)

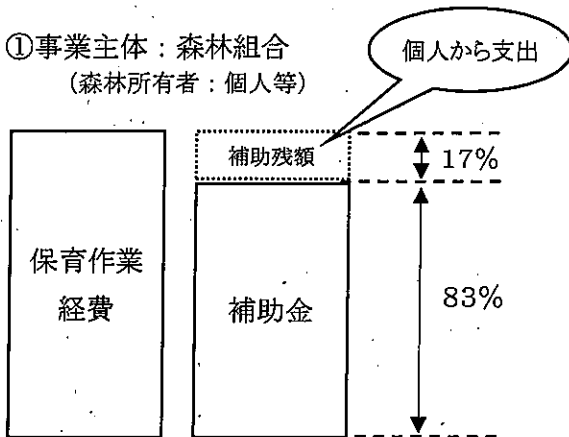


### 3. 森林整備事業における補助金と収益の関係（森林環境保全整備事業）

（森林環境保全整備事業は、森林整備のための植栽、下刈、間伐、枝打、獣害防除、作業道開設等に支援）

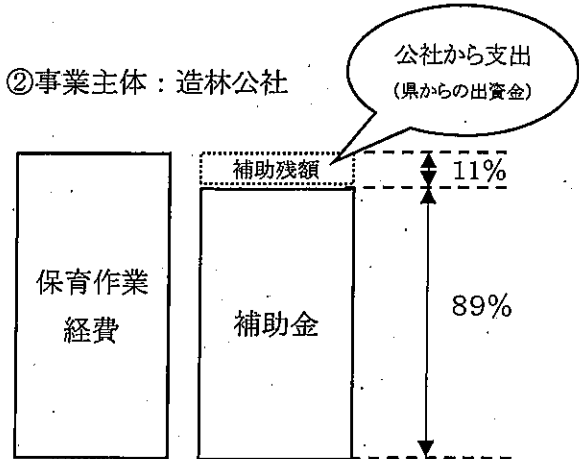
#### (1) 保育（保育間伐等）

①事業主体：森林組合  
（森林所有者：個人等）



（参考）補助金（83%）の内訳  
国51%、県（義務）17%、県（任意）15%

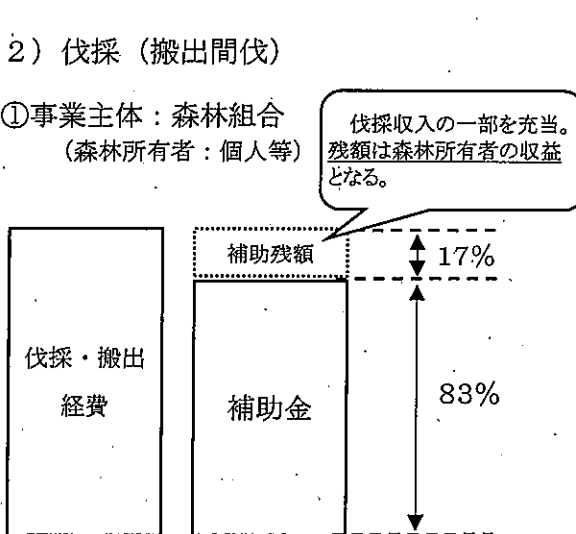
②事業主体：造林公社



（参考）補助金（89%）の内訳  
国51%、県（義務）34%、県（任意）4%

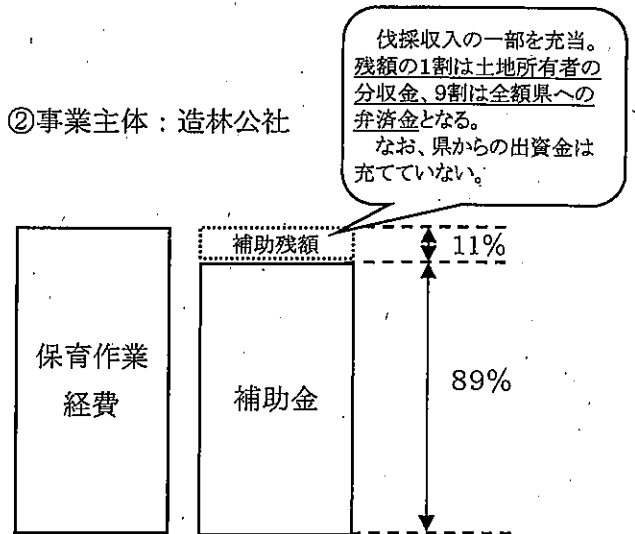
#### (2) 伐採（搬出間伐）

①事業主体：森林組合  
（森林所有者：個人等）



（参考）補助金（83%）の内訳  
国51%、県（義務）17%、県（任意）15%

②事業主体：造林公社



（参考）補助金（89%）の内訳  
国51%、県（義務）34%、県（任意）4%

- 森林組合と造林公社では、公的管理森林の関係から補助率に差があるものの、伐採事業において、補助残額に伐採収入の一部を充当する構造は同じである。伐採収入の残額は、森林組合の場合、森林所有者の収益となり、造林公社の場合、土地所有者への分収金および県への弁済金となる。

#### 4. 会社に対する新たな関与の取組について

##### (1) 取組方針

- 更なる経営改善のためには、常日頃から収益向上や経費節減の意識を持ちながら業務に取り組むことが重要であることから、日常的・定期的に会社に対して関与する仕組みを新たに設け、採算性やコスト削減の一層の徹底を図る。

##### (2) 取組内容

- 毎月1回、森林政策課担当者と会社担当者は、公社経営に関する全般について連絡調整を行い、情報共有を図る。
- 公社は、県に4半期に1度、事業計画の進捗状況や伐採収益の見込み等について報告する。
- 県は、公社からの報告内容を確認し、公社経営に大きな変化が予測される場合は、必要に応じて議会へ報告する。
- 本格的な運用は、令和4年4月1日から開始。
- 令和4年2月定例会議では、新たな関与の取組の試行結果について報告。

##### (3) その他の取組

- 森林経営は超長期にわたり、社会・経済情勢や自然環境、国の制度等は刻々と変化するため、本県では、中期経営改善計画の策定期間に合わせて、定期的に公社造林のあり方を検討し、公社林の最善な経営管理方法等について検証するとともに、検討内容を次期中期計画に反映させるよう指導・助言を行う。

(図) 新たな関与の取組スキーム

